

人口動態調査の概要

1 調査の目的

我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としているが、本概況では平成22年に日本において発生した日本人の事象を客体とした。

3 調査の期間

平成22年1月1日～平成22年12月31日

4 調査の方法

市区町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書に基づいて人口動態調査票を作成する。

5 報告の系統

市区町村 — 保健所 — 都道府県 — 厚生労働省
└─ 保健所を設置する市 ─┘
・特別区

6 結果の集計

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

【利用上の注意】

1 印刷公表している人口動態統計の資料は次のとおりである。

<人口動態統計速報>

数 値：調査票を作成した数

集計客体：日本における日本人及び外国人、並びに外国における日本人（いずれも前年以前発生のもを含む）

公 表：毎月（調査月の約2か月後）

<人口動態統計月報>

数 値：概数

集計客体：日本における日本人（前年以前発生のもを除く）

公 表：毎月（調査月の約5か月後）

毎年（年間合計）（調査年の翌年6月）

<人口動態統計年報>

数 値：確定数（概数に修正を加えたもの）

集計客体：日本における日本人（日本における外国人、外国における日本人及び前年以前発生のもは別掲）

公 表：毎年（調査年の翌年9月）

2 諸率の算出基礎となる人口について

合計特殊出生率等の諸率の算出の基礎となる人口は、本「概数」においては「平成22年10月1日現在推計人口」（総務省統計局）であるが、「確定数」においては、平成22年国勢調査の確定人口に更新する。この人口の更新の影響により、諸率の値も「概数」から「確定数」の間で変動する可能性がある。なお、諸率の値を含む「確定数」の公表は、平成22年国勢調査の年齢別人口確定後となる。

3 表章記号の規約

| | |
|---------------------------|-------------|
| 計数のない場合 | — |
| 統計項目のありえない場合 | ・ |
| 計数不明又は計数を表章することが不適切な場合 | … |
| 比率が微小（0.05, 0.00005未満）の場合 | 0.0, 0.0000 |
| 減少数（率）の場合 | △ |

なお、掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

4 用語の説明

自 然 増 減：出生数から死亡数を減じたもの

乳 児 死 亡：生後1年未満の死亡

新 生 児 死 亡：生後4週未満の死亡

早期新生児死亡：生後1週未満の死亡

死 産：妊娠満12週以後の死児の出産

周 産 期 死 亡：妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

合計特殊出生率：その年次の15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

5 この概況で使用した数値は、平成21年以前は確定数である。

6 都道府県の表章は、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。